

判決年月日	平成18年4月26日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成17年（行ケ）10851号		
○ 「ササッと」の文字を標準文字で表してなる本件商標は、「茶、コーヒー及びココア」について、その商品の品質、用途を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるとして、無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例			

（関連条文）商標法3条1項3号

本件商標は、「ササッと」の文字を標準文字で表してなり、指定商品を商標法施行令別表第30類の「茶、コーヒー及びココア、菓子及びパン、調味料、香辛料、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、コーヒー豆、アーモンドペースト、即席菓子のもと、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類、食用グルテン」とするものである。

原告は、本件商標の指定商品のうち「茶、コーヒー及びココア」について、無効審判の請求をしたところ、審決は、「指定商品中の「茶、コーヒー及びココア」との関係においてみても、「ササッと」の文字が、前記商品の品質、用途、効能等を直接、具体的に表したものであるとして把握、理解されるところは認め難いものである。」、「使用例において、その前後の記述からみれば、「ササッと」が「素早く、簡単に」等の意味合いを看取させるといい得るところであるが、前後の記述とともに上記の意味合いにおいて使用されたことをもって、前記商品の品質等を表すものとして普通に使用されているとはいえない。」とした上、本件商標が、「茶、コーヒー及びココア」について、その品質、用途、効能等を普通に用いられる方法で表示した標章のみからなるものには該当しないなどと判断して、無効審判請求を不成立とした。

本判決は、「「ササッと」の語は、一般に、「急いで、すみやかに、素早く、手ぎわよく、すばやい動作でものごとを行う様子。ちょっとした時間に～挨拶状や礼状などを書いてしまう」等の意味を有しており、食料品や飲料品の分野においては、審決が説示するように、他の語（動詞等）や記述と併せて「すばやく(手軽に)行う様子、速やかに、簡単にを行う」との意味合いを看取させる働きをするほか、「ササッと生姜焼き」・・・などにみられるように、それ自体で、「素早くできる」又は「簡単にできる」との意味合いを看取させる働きをするものと認められる。」とした上、「本件商標をその指定商品のうちの「茶、コーヒー及びココア」に使用した場合には、取引者又は需要者は、これを商品の品質、用途を普通に用いられる方法で表示したものと理解し、自他商品を識別するための標識としての機能を有するものとは認識しないと考えられるから、本件商標は、その商品の品質、用途を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標で」であると判断し、本件商標が商標法3条1項3号に該当するとして、無効審判請求を不成立とした審決を取り消した。